

純音オーディオメータ

仕 様 書

隠岐広域連合立  
隠岐病院

## I. 仕様書概要説明

### 1. 調達の背景及び目的

耳から音を与え鼓膜の振動をみる検査に使用する機器。

現有機器は、耐用年数を超過し部品供給も終了しており修理対応不可のため更新をする。

### 2. 調達物品及び構成内訳

品名： 純音オーディオメータ

構成内訳： 本体

1台

## II. 基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 標準純音聴力検査、選別検査、閾値上聴力検査、自記オーディオメトリー検査が可能であること。
2. 標準純音聴力検査は、診断用のほか、健診用聴力検査も可能であること。
3. 診断用、健診用ともに、自動聴力検査が行えること。
4. 骨導検査は、乳突部、前額正中どちらでも行えること。
5. 自動検査のマスクング法は、自動プラトー法、固定マスクング法から選択可能であること。
5. 平均聴力レベルは、3分法、4分法、6分法を自動計算できること。
6. マスクング量の目安に、NN、NSを画面上に表示できること。
7. オーディオグラム上にUCLをシンボルマーク入力できること。
8. 純音周波数は気導:125~8000Hz。骨導:250~8000Hzであること。
9. 純音レベル範囲は気導:-10~110dBHL。骨導:-10~70dBHLであること
10. 聴力レベル目盛は5dBステップであること。
11. バンドノイズ中心周波数は125~8000Hzであること。
12. バンドノイズは0~105dBHLの範囲であること。
13. マスクングノイズレベル目盛は5dBステップであること。
14. 健康診断用聴力検査は選別検査、閾値検査が可能であること。
15. 選別検査は周波数1000Hzで検査音レベル30dB。周波数4000Hzで30dBまたは40dBであること。
16. 閾値上聴力検査は、SISI検査、ABLB検査が可能であること。
13. SISI検査時増音レベルは1dBであること。
14. 増音周期は5秒であること。
15. ABLB検査の検査周波数およびレベル範囲は純音出力範囲と同じこと。
16. 自記オーディオメトリー検査は、TTS検査、固定周波数自記検査が可能であること。
17. 固定周波数自記検査は250, 500, 1000, 2000, 4000, 8000Hzの6周波数から選択できること。
18. TTS検査は125~8000Hzの11周波数から選択できること。
19. TTS検査時間は3, 6分/周波数であること。
17. TTS検査の結果は最大4パターンまで記録可能であること。
18. タッチパネル式のスクリーンを有していること。
19. プリンタを内蔵し、検査結果が印字可能であること。
20. 検査データを、LANやRS-232-Cを介してコンピュータに転送できること。
21. 気導用受話器、骨導受話器、マスクング用受話器、応答ボタンが付属していること。
22. 本体寸法は、幅350mm×奥行き395mm×高さ290mm以下であること。

## III. その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

1. 納入物品の搬入に要する養生、据付け及び稼働のための調整等を行うこと。
2. 納入物品の納期及び納入場所については、当院と協議すること。

3. 納入物品の搬入、据付け、配線、配管及び調整等については、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
4. 当院が用意する一次側電源以外に必要な電源設備、給排水設備及び配管設備等があれば、当院と協議の上行うこと。また、費用については負担すること。
5. 落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。
6. 年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。また、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
7. 納入検査終了後から1年間は機器の無償保証期間とし、機器が正常に稼働し、臨床上最適に使用できるように定期的な点検を実施すること。また、保証期間中に発生した使用者の過失によらない故障等に係る点検、修理等については、無償保証の対象とすること。
8. 納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。
9. 取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で1部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。
10. 納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。
11. 納入物品のうち、薬機法の製造承認対象となる医療器具は、厚生労働大臣の承認を受けていること。
12. 納入物品の十分な教育訓練を行うこと。なお、教育訓練の日時及び場所については、当院と協議の上行うこと。
13. 納入物品のうち、配線ケーブルは、カテゴリ5以上オレンジ色を使用しコネクタはRJ-45とすること。また、機器の配置に考慮した適度な長さに調整し束ねること。
14. 本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。